

# 受益者負担の適正化に関する指針（概要）

令和7年8月

## 1 はじめに

本市の施設の利用や役務の提供等により受益を受けた場合、受益者負担の原則により、施設の維持管理、役務の提供等にかかる経費の一部を使用料・手数料等として、市民の皆様にご負担いただいている。

これまで、本市の使用料・手数料等は、算定方法や改定の時期などに統一した考え方がなく、近隣自治体及び本市の類似施設（業務）を参考に料金を設定してきた。一方、使用料・手数料等のなかには設定以降、見直しを行っていないものもある。

また、社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、市民負担の公平性・公正性を確保する観点から、受益者負担の適正化を図ることが必要となってきている。

このようなことから、「行財政改革推進プラン2025」における取組項目として、「受益者負担の適正化」を掲げ、行政サービスに対する「公平性・公正性」を確保するため、使用料・手数料等の料金設定にかかる指針及び施設使用料等の減免の統一的な考え方を整理することとする。

## 2 受益者負担の基本的な考え方

使用料・手数料等の徴収にあたっては、「特に利益を受ける者から、その受益の限度において負担を求める」こととなるため、その受益に見合った適正な価格を設定する必要がある。

そのため、受益者負担の算定にあたっては、次の3つを基本的な考え方とする。

### (1) 負担の公平性の確保

特定の者が利益を受ける行政サービスについては、それに要した費用を受益者に負担していただく。

### (2) 算定基準の明確化

受益者に応分の負担を求めるには、使用料・手数料等の算定にかかる積算根拠を明らかにし、受益者及び住民に対する説明責任を果たすものとする。

### (3) 徹底したコストの削減

サービスの提供に要する経費を原価とするため、サービスの提供者である行政は、経費の縮減の徹底、利用率の向上など、可能な限りの努力を行い、受益者負担を設定する。

## 3 施設使用料の設定

### (1) 対象とする施設

本指針が対象とする施設は、原則として公の施設の設置及び管理に関する条例に定められている施設とする。ただし、次の施設等は対象外とする。

区 分	施 設
使用料を徴収できない施設	学校、図書館、道路など
制度上の算定方法や徴収基準額に準じて使用料を算定する施設	市営住宅、保育所、幼稚園、道路占用料など
行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例を根拠とする施設等	市有地貸付料、自動販売機等設置使用料など
特別・企業会計に属する施設	上下水道、病院、バス、市場、商業観光施設など

## (2) 使用料の算定の基本的な考え方

受益者負担の算定は、積算根拠を明確にして、住民への説明責任を果たさなければならない。

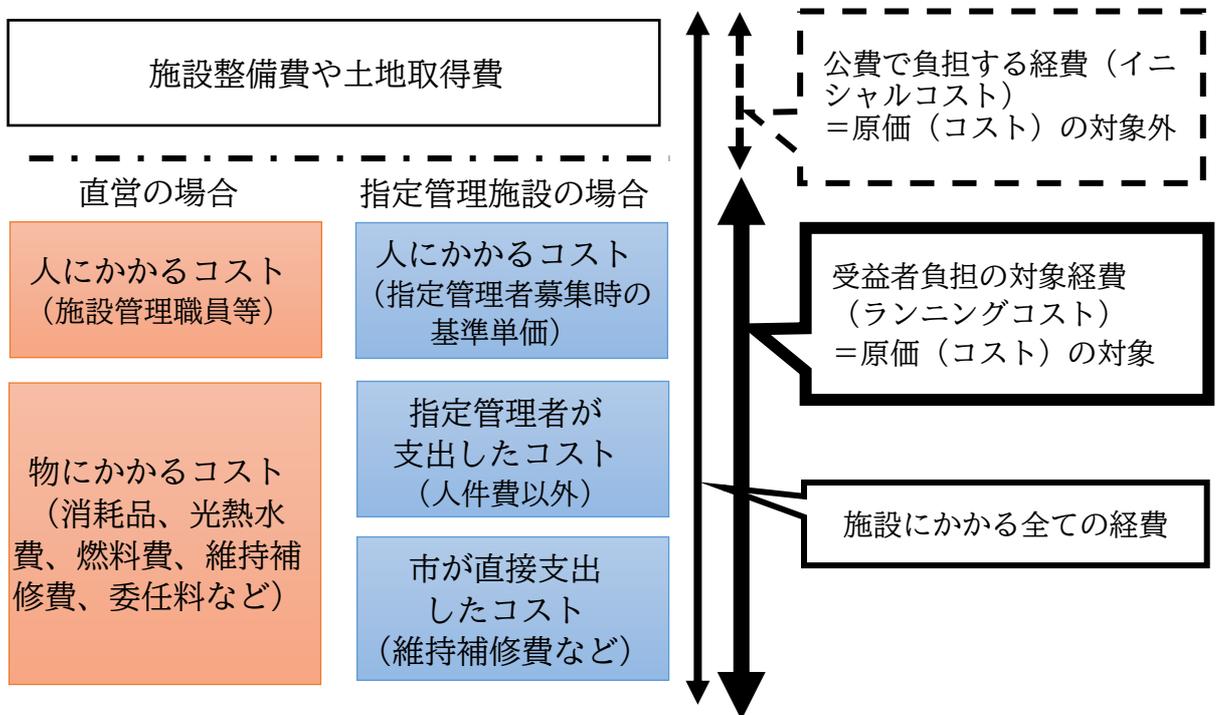
そのため、施設の維持管理のために必要となる「原価（コスト）」と「性質別負担割合」に基づく算定を基本とする。

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{性質別負担割合}$$

## (3) 原価（コスト）の算定

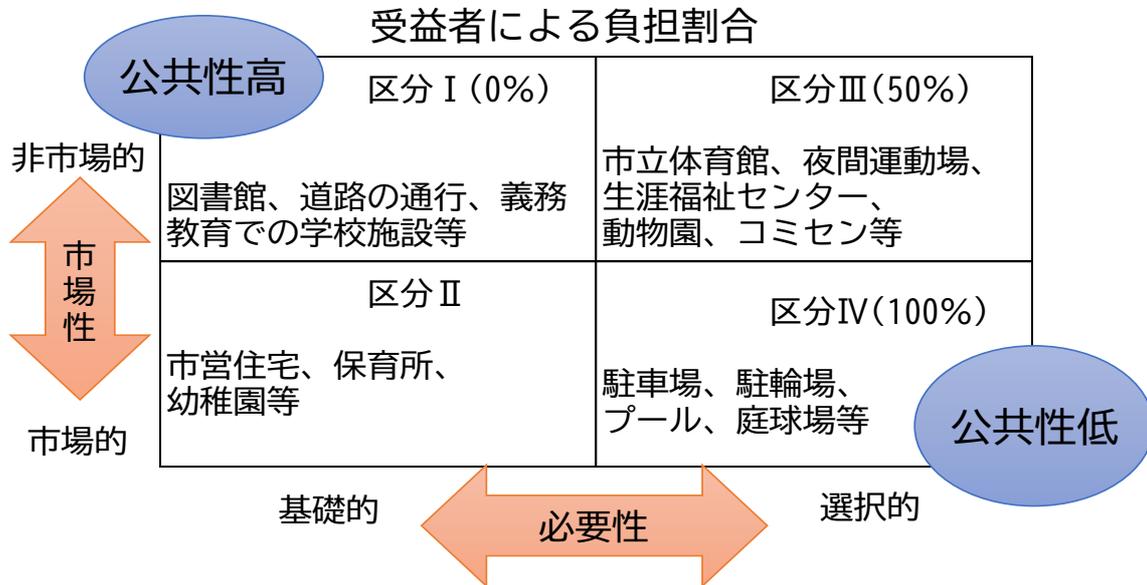
原価（コスト）に含める経費については、維持管理にかかるランニングコストとし、施設整備費、土地取得費、減価償却費などのイニシャルコストについては、公費負担とする。

### 使用料にかかる原価（コスト）の考え方



#### (4) 性質別負担割合の設定

公の施設等の使用料の設定において、利用者の理解が得られる応分の負担を求めるには、公の施設等が提供する行政サービスの性質にも着目する必要がある。そこで、必要性と市場性の2つの性質から行政サービスを区分し、その公共性に応じた「税負担」と「利用者負担」の割合として、0%～100%の性質別負担割合を設定する。



#### (5) 使用料の算定

##### ア 一定の区画（部屋）を貸切で利用する場合

会議室、ホール、体育館のように、区画（1室、1面）を貸切で利用する施設では、区画単位で使用料を算定する。

**使用料=1室（面）あたりの原価（コスト）×性質別負担割合**

㊦ 1室（面）あたりの原価=1㎡あたりの時間原価×室面積×利用時間÷利用率  
 （70%未満は70%に設定）

㊧ 1㎡あたりの時間原価=施設全体の原価÷貸出可能面積÷年間開館時間

※事務所やトイレなど共用部分に要する経費についても、原則として原価に含める。

※貸出可能面積には、共用部分は含まない。

##### イ 個人単位で利用する場合

プール、動物園、博物館のように、不特定多数の個人が同時に利用する施設では、利用者ごとに使用料を算定する。

**使用料=1人あたりの原価（コスト）×性質別負担割合**

㊦ 1人あたりの原価（コスト）=施設全体の原価（コスト）÷年間目標利用者数

※年間目標利用者数は過去2年間の実績を基に施設ごとに設定する。

##### ウ 1設備・備品あたりの原価から算定する場合

照明設備、放送設備、スポーツ器具等の使用・貸出しは設備・備品にかかる経費、耐用年数及び年間使用（貸出）回数を基に算定する。

**使用料=設備・備品にかかる原価（コスト）÷耐用年数÷年間利用回数**

## (6) その他の取扱い

### ア 市外利用者や営利目的利用者の取扱い

市民の税金である公費を適切に使用する観点から、個別に市外利用者（利用者や利用団体の住所・所在地などによる）や営利目的利用者の受益者負担を設定することができることとする。この場合の目安として、市外利用者が利用する場合は、市内利用者の金額の2倍、営利目的利用者が利用する場合は、営利目的外利用者の金額の5倍を上限とする。

### イ 定期的な見直し

適正な受益者負担を維持するため、原則、5年ごとに料金の見直しの検討を行う。ただし、社会状況に大きな変化がある場合などは、5年の周期を待たず適宜見直しを行うこととする。

### ウ 改定の対象

算定した料金と現行料金を比較し、概ね10%以上の乖離があるものを改定対象とする。

ただし、料金の改定・新設を行ってから一定期間が経過していないものについては、改定の対象外とする。

### エ 激変緩和措置

算定した料金が現行料金を大きく上回る場合には、急激な負担増を避けるための激変緩和措置として、原則として改定後の料金は現行料金の1.5倍を上限とする。

## 4 手数料等の設定

### (1) 対象とする手数料等

原則として、受益者負担の考え方にに基づき徴収している使用料以外のすべてものを対象とする。

ただし、使用料と同様に全国的に統一的な取扱いを行うべきであるなどの理由により、国・県が法令等により基準を定めているものや特別・企業会計に係るものは除外する。

### (2) 手数料等の算定の基本的な考え方

手数料等の対象となるサービスは、市の事務で特定の者の利益または行為のために行われるものであるため、原則としてサービスの提供にかかる原価（コスト）の100%を受益者負担とする。

$$\text{手数料等} = \text{原価（コスト）} \times \text{性質別負担割合（100\%）}$$

### (3) 原価（コスト）の算定

手数料の原価（コスト）は、手数料徴収事務に要する「人にかかる原価（コスト）」と「物にかかる原価（コスト）」の合計額とし、過去2年間の決算額の平均を活用する。

$$\text{人にかかる原価（コスト）} = 1 \text{分あたり人件費} \times 1 \text{件あたり事務処理時間}$$

$$\text{物にかかる原価（コスト）} = \text{物にかかる原価の総額} \div \text{年間処理件数}$$

#### (4) その他の取扱い

##### ア 手数料の有料化

これまで手数料を徴収していなかったサービスについても、特定の受益者のために行う事務であるかどうかの検証及び近隣自治体などの状況を確認し、手数料の新たな設定を検討することとする。

##### イ 手数料の調整

手数料は、受益者が「人にかかる原価（コスト）」と「物にかかる原価（コスト）」にかかるすべてをまかなうこととなるが、同様のサービスの対価としての手数料が自治体間で著しく差が生じることのないよう、近隣自治体との均衡などに特に留意し総合的に判断して料金設定を行うこととする。

##### ウ 定期的な見直し

適正な受益者負担を維持するため、原則、5年ごとに料金の見直しの検討を行う。ただし、社会状況に大きな変化がある場合などは、5年の周期を待たず適宜見直しを行うこととする。

##### エ 改定の対象

算定した料金と現行料金を比較し、概ね10%以上の乖離があるものを改定対象とする。ただし、料金の改定・新設を行ってから一定期間が経過していないものについては、改定の対象外とする。

##### オ 激変緩和措置

算定した料金が現行料金を大きく上回る場合には、急激な負担増を避けるための激変緩和措置として、原則として改定後の料金は現行料金の1.5倍を上限とする。

### 5 受益者負担の減額・免除の統一的な考え方

#### (1) 減額・免除のあり方

受益者負担の減額または免除（以下「減免」という。）を適用するということは、減免相当額を市民全体の税金でまかなうこととなることから、受益者と非受益者との公平性を確保するため、免除制度は「受益者負担の原則」の例外として、真に必要な場合に限定して適用されなければならない。

#### (2) 統一的な考え方

原則として、「受益者負担の減免にかかる統一的な考え方」は次のとおりとする。

##### ア 使用料

- ㊦ 市（行政委員会等も含む）が主催する場合は免除
- ㊧ 当該施設の指定管理者等が施設の設置目的を達成するために使用する場合は免除

##### イ 手数料

- ㊦ 市（行政委員会等も含む）又は地方公共団体が行政目的の達成のために必要とする場合は免除
- ㊧ 法令等の規定により無料で取り扱うこととされている場合は免除

ただし、個々の状況を勘案し、基準を大きく逸脱することのない範囲で、規定を設けることができることとする。